

お茶の水女子大学中国文学会会則

第一条(名称) 本会はお茶の水女子大学中国文学会と称する。

第二条(目的) 本会是中国文学・語学の研究とその交流に努めることを目的とする。

第三条(事業) 本会は左の事業を行う。

一、例会 年四回開く。

二、大会 委員会の決定による。

三、学会報 毎年一回発行する。

四、その他 必要な事項。

第四条(会員) 本会は左のうち入会を希望する者を会員とする。

一、お茶の水女子大学中国文学科の卒業生及び修了生並びに院生、学生。

二、お茶の水女子大学中国文学科現・旧専任教官。

第五条(役員) 本会には左の役員を置く。

一、会長 一名 お茶の水女子大学中国文学科の専任教官をもってこれに当てる。会長は本会を代表する。

二、委員 六名 任期二年。再任をさまたげない。選

出の方法については別にこれを定める。

三、委員長 一名 委員の互選による。任期二年。

四、委員会は委員長が招集し左の事項を処理する。

I 例会・大会の企画・実施 II 学会報の編集・発行 III 会計事務 IV その他会務に関する事項
五、会計監査 二名 委員会の推薦により決定する。

任期二年。

第六条(財政) 本会の経費は左の通り定める。

一、会費・寄付金及びその他の収入。

二、会費は年額四千円とする。

第七条(会費免除) 寄付金が三十万円を超えた会員からは以後の会費を徴収しない。

第八条(改正) 本会則の改正は委員会の発議により委員の承認を経て行う。

第九条(事務所) 本会の事務所はお茶の水女子大学中国文学研究室に置く。

附 則

本会則は昭和五十六年(一九八一年)四月一日より施行する。本会則は昭和六十年(一九八五年)四月一日より施行する。

本会則は一九九二年（平成四年）四月一日より施行する。
本会則は一九九五年（平成七年）四月一日より施行する。

内 規

- 一、委員は会長委嘱による推薦委員会が東京及びその近郊に在住する会員の中から推薦し、会員の信任を問う。推薦委員会は四名の推薦委員をもって構成する。
- 二、委員には現在研究室助手またはそれに準ずる者を加える。
- 三、委員には現専任教官を一名加える。

お茶の水女子大学
中国文学会報

投稿規定

- 一、投稿は編集委員会が特に委嘱する場合を除き学会員に限る。
- 二、投稿者は七月末日までに所定の申し込み用紙により投稿を申し出、十月末日までに完全原稿三部と原稿チェックシート（中文学会ホームページよりダウンロード可）を編集委員会に提出する。
- 三、原稿枚数は注・図版等あわせて四〇〇字詰め原稿用紙三十五枚とする。なお「研究ノート」は同じく二十枚とする。

四、ワープロ原稿の場合は四〇〇字詰め換算が容易に行われるよう一枚あたりの字詰めに留意する。

- 五、投稿原稿の採否は編集委員会が決定する。
 - 六、採用決定後すみやかにデータを提出すること。手書き原稿の場合は別途入力費用を徴収する。
 - 七、印刷に際して特殊活字や図版の作成のため多額の費用を要した場合、投稿者にその負担を求めることがある。
 - 八、原稿提出時に、別に表題と執筆者名の英文を添えるものとする。（「論文」・「研究ノート」に限る）
 - 九、原稿の末尾に著者名をひらがな（中国名の場合カタカナも可）で表示することができる。所属機関、身分などを表示することもできる。
 - 十、著者校は再校までとする。
 - 十一、本会報の電子化公開に伴い、掲載論文及び研究ノートの著作権はお茶の水女子大学中国文学会に帰属するものとする。転載を希望する場合には、中国文学会の許可を必要とする。
- 〔縦書き（文学）原稿執筆要領〕
- 一、本文は常用漢字を使用し、書名、人名も常用漢字を用いる。ただし、常用漢字を使用することによって字形があきらかに違ってしまうものについては正字も加。（例）
韻・竜など。
 - 二、原文を引用する場合は、必要な場合には原文の字体によることもできる。

- 三、改行して引用する詩・文は、初行から二字下げとする。但し、特に段落を明確に示す必要のある時は、各段落の初行三字下げとし、他は二字下げとする。
- 四、改行して引用する詩・文の前後の行はあけなら。
- 五、書名には『』を用い、論文名には「」を用いる。
- 六、注は本文の最後にまとめ、□(一)□■□■……のちうにする。本文中においては一字分の右横に■□■□のちうにつける。

【横書き（語学）原稿執筆要領】

1. 本文中の中国語は簡体字使用可。
2. 例文や引用は頭2文字分あげてから例文番号を振る。例文や引用に際してはその前後の行はあけない。
3. 章、節の区分けはアラビア数字を用い、下位節は1.1, 1.2, 1.2.1…のように、ピリオドの後につけてゆく。
4. 注は本文の後にまとめ、すべてアラビア数字の通し番号とし、本文中では1字分の肩に■□^①のようにつける。
5. 参考文献は本文末尾、注の後にまとめ、左端に（参考文献）と記す。本文や注の中で文献に言及する時は、呂叔湘1985（20—23頁）のように示し、簡略化をはかる。
6. 中国の書名には《 》を用い、論文名には〈 〉を用いる。日本のものについてはそれぞれ『 』、「」を用いる。

お茶の水女子大学中国文学会 2017 年 月例会 発表題目届

中国文学会会則・投稿規定

氏名	
連絡先	
TEL	
提出日	年 月 日
発表題目	

* 提出締め切りは7月例会3月末、9月例会6月末、12月例会8月末。

…………… 拡大コピーをして切り取ってお使い下さい……………

お茶の水女子大学 中国文学会報 37 号投稿申込書

次号会報への () 論文 () 研究ノート の投稿を申し込みます。 年 月 日	
氏名	
連絡先	
予定題目	

* 投稿申し込み締め切りは7月末。

* 原稿提出締め切りは10月末。原稿チェックシート（学会ホームページからダウンロード可）を添付し、原稿を3部ご提出ください。なお、掲載決定後、データを提出していただきます。